

国民年金のお知らせ

A届出忘れにご注意ください

第1号被保険者の加入手続き

- ▶**対象**＝国内在住の20～59歳で、次のいずれかの要件を満たす方
 - 会社・役所を退職した(同日で再就職して厚生年金に加入する場合を除く)
 - 第3号被保険者(厚生年金加入者の被扶養配偶者)で、配偶者が退職したまたは65歳になった、離婚・収入増などで配偶者の扶養から外れた
- ▶**持物**＝本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)、年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日または扶養から外れた日がわかる書類(退職証明書・資格喪失証明書など)※別世帯の代理人は委任状・代理人の本人確認書類が必要▶**申請**＝直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)または各区民事務所

免除・納付猶予の申請

- 失業・低収入などで保険料の支払いが困難な場合は、免除・納付猶予制度(学生または49歳以下の方が対象)があります。※所得制限あり
- ▶**申請**＝直接、国保年金課国民年金係(区役所2階②窓口)

B4月から保険料が変わります

令和6年度の保険料は、月額1万6980円(460円引き上げ)です。付加保険料は、月額400円で変わりません。保険料は、口座振替・クレジットカード・納付書・スマートフォンアプリによる電子決済のいずれかでお支払いください。口座振替・クレジットカードの場合は、板橋年金事務所に申込が必要です。納付書の場合は、電子納付を利用できます。なお、保険料が未払いだと、年金を受給できない場合があります。

問 合 A板橋区国保年金課国民年金係 ☎3579-2431 B板橋年金事務所 ☎3962-1481

地震から家・命を守ろう

建築物の耐震化に要する費用を助成します

区では、災害に強い安全なまちづくりをめざし、地震による建築物の倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化に要する費用を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

問 合 建築安全課建築耐震係 ☎3579-2554

木造住宅に対する助成※新耐震基準の助成を開始

4月から、従来の旧耐震基準(昭和56年5月31日以前)の木造住宅への助成に加え、昭和56年6月1日～平成12年5月31日に建てられた新耐震基準の2階建て以下の木造住宅なども助成対象(A・B・Cのみ)となります。

A耐震診断費用

- ▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限10万円)※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限13万円)※区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限16万円)

B耐震計画などの費用

- ▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の3分の2(上限5万円)

C耐震補強工事費用

- ▶**対象建築物**＝次の全ての要件を満たす
 - 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 - 耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
 - 建築基準法における重大な違反がない
- ▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限75万円)※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)

D耐震シェルターなどの設置工事費用(旧耐震基準のみ対象)

- ▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の2分の1(上限15万円)※要介護認定3～5・身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方は費用の10分の9(上限30万円)

E除却工事費用(旧耐震基準のみ対象)

- ▶**対象建築物**＝耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された▶**助成金額**＝費用の3分の1(上限50万円)

A～Eいずれも

- ▶**対象**＝次の両方の要件を満たす方
 - 建築物を所有する個人である
 - 住民税などを滞納していない
- ※Dは建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も必要

F建替工事費用(旧耐震基準のみ対象)

- ▶**対象**＝次の全ての要件を満たす方
 - 耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
 - 65歳以上の方または障がいがある方が同居している
 - 住民税などを滞納していない
- ▶**対象建築物**＝次の全ての要件を満たす
 - 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
 - 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 - 新築する建築物の計画が、まちづくりに寄与する
- ▶**助成金額**＝建替工事に要する費用(上限100万円)

A～Fいずれも

※このほかにも要件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

G耐震化アドバイザーの派遣

建築士などのアドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行います。対象など詳しくは、お問い合わせください。

H耐震診断費用

- ▶**対象建築物**＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評価を受けた▶**助成金額**＝費用の3分の2(上限200万円)

I耐震補強設計費用

- ▶**助成金額**＝費用の3分の1(上限100万円)

J耐震改修工事費用

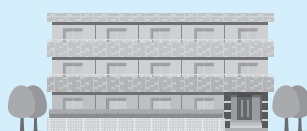
- ▶**助成金額**＝費用の約15%(上限2000万円)

I・Jいずれも

- ▶**対象建築物**＝昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす
 - 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
 - 延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
 - 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評価を受けた
 - Is値(構造耐震指標)が0.6相当以上の設計である

H～Jいずれも

※1㎡あたりの単価の上限あり※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要



ブロック塀などの撤去・新設費用の助成

- ▶**対象**＝次の全ての要件を満たす塀
 - 区内のコンクリートブロック造・万年塀・大谷石積など
 - 道路に面している
 - 高さが1.2m(または擁壁含め2.2m)以上である
 - 区が危険性があると確認した
- ▶**助成金額**
 - A撤去…1㎡につき3万円(上限30万円、角地は45万円)
 - B新設…1㎡につき2万円(上限30万円)※Aを受けたものに限る。※木塀加算あり
- ※申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

